

平成29年度第3回東久留米市地域自立支援協議会

平成29年9月21日

【地域支援係長】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより平成29年度第3回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。なお、本日は福祉保健部長が他の公務の関係で欠席となっております。あわせて橋本委員より欠席のご連絡をいただいております。

それでは、まず初めに、資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご確認ください。一番上にありますのが本日の次第でございます。続きまして資料1-1「平成29年度第2回相談支援部会報告」でございます。資料2-1「事業所ヒアリング主な意見のまとめ」でございます。続きまして資料2-2「アンケート調査発送及び回収状況の報告」でございます。一番下に本日の資料ではございませんが、東久留米市男女平等推進センターより講座のご案内を配付しております。配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら挙手をお願いいたします。なお、一番下に配付しております、男女平等推進センターの講座については、まだ席に余裕はあるとのことでしたので、ご興味のある方は同センターのほうへお問い合わせください。

次第に沿って進めさせていただく前に、事務局より注意事項です。進行ですが、議事録を作成いたしますので、発言の際はお名前をおっしゃってから発言をいただきますようお願いいたします。発言の際はご着席のままで結構でございます。また、手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話されてしまうと、どちらの方の発言かわかりにくくなります。発言はお一人ずつお願いいたします。

事務局からは以上となります。それでは、澤会長、よろしくをお願いいたします。

【会長】 それでは、これから第3回の東久留米市地域自立支援協議会を開催したいと思います。会を始めるに先立ちまして、本日傍聴を希望されている方がお二方おられます。1人が、これは社会福祉協議会からの実習生ということで、参加ということでもあります。もう一方、市議会議員の方が傍聴を希望されているということで、皆さんに了解をとった上での参加の承認ということになります。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 そうしましたら、お二人の方が傍聴されるということになります。個人的な情報とか、人が特定できるようなこととお話しされる際には、場合によっては、傍聴の方に一時的に席を外していただくということもあるかもしれませんが、もしそういった話題を提供されるという方は、その旨をきちんとお話しされてからご発言いただければというふうに思います。本日用意しているのは、報告事項1件と協議事項1件です。

それでは報告事項のほうから始めたいと思います。相談支援部会報告ということで資料1-1をごらんください。これは高原さんのほうからでよろしいですか。よろしく願いいたします。

【委員】 高原です。第2回相談支援部会報告をさせていただきたいと思います。本年の9月5日の2時から4時まで市役所の205会議室で行われました。今回出席は相談支援部会の部員と報告者ということで、イリアンスの佐々木様、かるがもの下田様、また、特別支援学校の吉澤先生にお越しいただきました。

最初に、第2回自立支援協議会の報告を簡単に行いまして、今回のテーマであります、児童分野の現状と課題ということで3人の方に報告をしていただきまして、質疑応答をしたという形です。詳細の議事録をこちらのほうに掲載しておりますので、見ていただければと思います。

こちらの中で報告されましたこととしましては、中心的には、放課後等デイサービスが非常に活発になってきているということ。特別支援学校に行かれています方が、学校が終わりますと、最近の状況では、各放課後等デイサービスの事業所への送迎のバスなどが学校に来られまして、それに乗って放課後等デイサービスを受けるという状況で、放課後等デイサービスが終わってご自宅のほうに帰るという形に近年なっております。それは、児童の方にとっていい面もあるんですが、反面、親とのかかわりの時間が少なくなるということですか、あるいはサービスのいいところを親御さんが選ばれて行くということで、サービスということと、ご本人がいろいろ訓練をして、時には叱られたり、そういうことをやる事業所もあれば、そういうことではなくて、むしろ、楽しく時間を過ごすというサービスを中心に考えられている事業所もありまして、その辺の状況をどのように考えるかということ意見を交換がありました。

ここの議事録の中で、地域課題的な内容のところの下線を入れておりまして、大切と思われる発言のところには波線を入れてあります。それ以外の何も引いていないところも、もちろん大事なご発言であるというふうには認識しております。

そこで出てきたこととしては、18歳以降は放課後等デイサービスが使えないということになりますので、その時点で親御さんとご本人が真剣に向き合うときができてくるということとか、18歳以降では放課後等デイサービスがありませんので、どうしたらいいかということが課題になっているということです。あと、このみさんの場合には青年部というものをつくられて、放課後等デイサービスの後……。

【委員】 かるがもでしょう。

【委員】 すいません。かるがもさんのほうでは青年部をつくられまして、放課後デイサービスを卒業した後も引き続き支援していけるという取り組みをやられておりまして、制度的なサービスはありませんので、そこはいろいろ工夫したり、苦勞してやられているという状況ですけれども、1人の方を長く継続的に見られているというところは、やはりご本人にとっては心強いのではないかとこのように思いました。

また、学校から地域に行くときに、計画相談という形になるんですけれども、計画相談の役割ですとか、学校との連携、そういったものが必要ではないかということ。あと、本人を中心とした生活設計をつくるのが大切で、移行支援会議などを行政でつくっていただくありがたいというご意見なども出ました。

質疑応答では、複数の放課後等デイサービスを利用するというのをどのように考えるかというところでは、基本的にはご本人、ご家庭が決められることでもありますけれども、必要であれば相談に乗ったりはされることがあるということです。余暇の楽しみ方とか、移動支援などを利用する場合には、1人で通学できるようになる効果もあるということですとか、そういった要因も少し考えたいところではあるということが言われました。

ハローワークの方のご出席もありまして、面談されていますと、ご本人だけでなくご家族に障害がある方も増えているということで、親御さんのほうがいろいろな制度や使い方を理解していただくことが大切なのですが、それが障害等のために難しいときもあると。保育園や学校などで早目に発見して連携できるシステムがあればというご意見もありました。

自立性や自主性ということですが、国としては福祉から就労へという流れがありますが、自主性、自立性という点で、高等部を卒業後、就労することが難しい方も、そこまでの力がついていない方もいらっしゃるというところで、利用しやすいところを利用して、無理させずに来るといって、能力的な点で育つ機会がなかったということにつながってしまう場合もある。また、親御さんに対する教育支援も必要ではないかというご意見もありました。

あと、4ページのところでありますが、義務教育が終わってから引きこもり

になることがあるということで、学校から次の機関への継続した支援ができるような仕組みが必要ではないかということですか、重度肢体不自由児の方の放課後の場がない。医療ケアが必要な方が行ける事業所としては、さいわい福祉センター以外には市内にはないということですか、そういった状況があるということ。

また、計画相談支援では、継続した支援の引き継ぎが必要なのですけれども、途切れてしまったりして、かなり危機的な状況になっておられるところも時々見られるので、それが心配だということ。

また、長い人生のスパンで考えて、学校の先生ですか、支援者はそのニーズをしっかりと把握して支援していかなくてはいけないのですが、そういった意識があるかどうかは難しい面もあって、そこが1つの課題だというご意見ですか、サービスというふうに割り切ってしまうと、叱ったり鍛えたりなど本人や親御さんの意に反することは避けたいというところがあって、心地よい事業所と耳の痛いことを言う事業所では、心地よい事業所のほうを選んでしまうということで、自立ということを考えると、それは残念なことではないかというご意見もありました。

あと、研修会についてということで、3番ですけれども、東洋英和女学院の石渡先生が、予定としては1月19日の6時半から、対象としては施設関係者で、地域社会のネットワークづくりをテーマにお話をいただくという形で進んでおります。

次回の相談支援部会は11月7日に予定をされております。

一応以上のような状況です。

【会長】 ありがとうございます。今ご報告いただきましたけれども、この点につきまして、ご質問とかご意見とかある方がおられましたら、よろしく願いいたします。

1つ私から質問してもよろしいでしょうか。放課後等デイサービスがたくさんできてきているということで、できること自体が悪いことではないのですが、お互いの連携というか、お互いどのくらい情報を共有したり交換したりということをしているとか、そのあたりのことについては何かありますでしょうか。

【委員】 その点も話題に出まして、そういう仕組みができてきているということではなくて、その重要性に気付かれた方が任意で呼びかけられて連携の会議を催されている状況をお聞きしまして。制度的にはやられていないのですけれども、そういう機会は一応あるということで、若干の情報は交換されていると伺っております。

【会長】 なるほど。ありがとうございます。皆様方からはいかがでしょう

か。何かご意見とかございましたら。

【委員】 後藤です。3ページの1番上のところに、防災や触法問題解決と
なっているんですが、この触法問題というのはどういうことなんでしょう。

【委員】 防災は、地域の防災のことですけれども。

【委員】 わかりました。

【委員】 触法のほうにつきましては、刑法とか法律に触れ、盗みですとか、
暴力とか、そういったことに関係してしまったり、自分がやってしまう方もお
られるのを防ぐことにつながるということで。つながりがなくなってしまうま
すと、時にはそういう状況になってしまわれる方もおられますので、引きこも
りとかそういうことを避けたいという。それは大事な目標ではないかと。そう
いうお話でした。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいです
か。じゃ、もう1つ私から質問を。学校から、例えば送迎車が来て子供を送り
出すということなんですけれども。学校側のほうとして……。これ吉澤先生に
聞けばいいのかな。学校側から送り出すに当たっての、学校側のほうで、いつ
も情報収集というか、実際放課後等デイサービスでどういうことをやっていて、
それが子供の育ちにどうはね返ってきているかとか、その辺のことは学校側に
何か情報は入ってくるものなのでしょうか。

【委員】 吉澤です。自然に入ってくることは少ないと思います。この学校
の夏季休業中に、清瀬特別支援学校は小中高あるので、全学部で行われていた
か私の記憶が定かではないんですけれども、高等部に関しては1年生、入学し
て間もない1年生のケースで、何ケースか夏休み期間を利用して教員が放課後
等デイサービスのところに行ってどういう活動をしていてどういう連携がとれ
るかという、実際に訪問して会議を持つということを何ケースかやっているの
を知っておりますので、そういった形での情報共有というのは進められると思
うんですけれども。

報告にも入れさせていただきましたとおり、1人が複数の放課後等デイサー
ビスを利用されているということになると、本来は一堂に会して何かしらの話
をしないと情報の共有はなかなかできない。教員がそれぞれの事業所に出向い
て行ってというのはなかなか難しいかと思っておりますので、何ケースかはあるか
と思っておりますが、全児童、生徒についてそれが実施できているかというのは、まだ
難しいのかなというふうに思います。

【会長】 ありがとうございます。皆さんからはいかがでしょうか。この、
線を引いていただいたところだけ見ても、なかなか難しい問題をたくさんはら

んでいるなというふうに感じますね。お願いいたします。

【委員】 ハローワーク三鷹の石井と申します。私のほうからは自分の発言の補足確認をしたいので、市のほうにお伺いしたいんですけども。

確かに、総合支援法も精神保健福祉手帳のそういう関係の法律等も、わかりづらく難しくなっていると思うんですね。ハローワークの窓口で、福祉サービスはどうやって受けるんですかと、ほんとうに何もわからなくて相談に来る方で、私たちもそんなに詳しいわけではないんですけども、就労継続であるとか移行について、こういう相談支援事業もあって、よく市の方と相談してください、と説明するケースが、以前は始まったばかりだったのでそんなに関与することはなかったんですけども、制度が進むにつれて、手帳を初めてとった障害者の方に市のほうがしおりを渡すだけじゃなくて、理解できる人とできない人いろいろな方がいらっしゃると思うんですが、その人一人一人に合わせた説明をちゃんとしてあげているのかな、というようなことを時々思うことがあって。

市の対応はそれぞれ違うと思うので、東久留米さんがということではないんですけども、窓口において、初めてハローワークに来て知りましたというのは、ちょっと違うんじゃないかなという部分があるんですけども、福祉サービスのことも精神保健福祉手帳やそのほか手帳をとることも、取得者もそうですし、その保護者の方にもちゃんと説明してあげる必要があるんじゃないかなと思って。

今、どういう感じで東久留米さんは手帳を発行するときとか、そういういろいろな制度の説明をしているのか、お伺いしたいと思って発言させていただきました。

【会長】 ありがとうございます。どうですかね。答えられる範囲でも構わないんですけども。

【障害福祉課長】 障害福祉課、後藤でございます。ハローワークさんにもいつもお世話になっておりました、申しわけございません。また、こういったケースで、ゼロからの説明ということでご面倒をかけている点についてもおわびしなければいけないと思っております。

現在、東久留米では、窓口において、3つの手帳と難病の関係、医療費助成も含めて受付をしております、手帳を交付する方というのは、当然限られている方ではあるんですけども、手帳のしおりそのものはサービスが非常に多くて、やはり全てを説明するというのはなかなか難しい状況がございます。なので、いったんお持ち帰りいただきまして、あるいはご本人が必要なものに関してご質問があったものに関しては、丁寧な説明を心掛けているというところです。

ただ、いろいろなものが落ち着いてきて、社会参加、就労もというような話になったときに、まだまだ私どもの窓口が親しく丁寧な対応ができていないのかもしれませんが、そういった場合には、それぞれの窓口に行ってお話という事はハローワークさんだけではなくて、いろいろなところでお聞きしているところですよ。

現実の問題として、協議会の委員の中にもいろいろな事業所の方々もおられると思うんですが、そちらの方々からいろいろな情報を受けていただいて、サービスをいただいていると。全てを市のほうで説明するということが確かに大事なことだと思いますし、責任あることだという認識はございますが、現実の問題としては、サービスが複雑になればなるほど、本人が何を望んでいるのか、その点について集中的にご説明をさせていただいているのが現状でございます。

ですから、手帳を取得されたときに、もしかしたら本人から聞き取りができていないケースもあるかもしれません。ただ、申し出があったことに関しては、必ず丁寧な説明をするよう、職員のほう、心がけております。ただ、いったんおうちに帰ってからのいろいろこういうことも、ああいうことも、というようなことが場合によっては出る場合もあると思います。もし、その点においてかわるべきところがあったら、ご担当の皆様方、ぜひともご協力をいただきたいと思いますというのが現状でございます。

お一人の方に対して、障害の程度にもよりますが、30分から1時間近くかけてお話をさせていただいているケースも多くございます。この中で説明から漏れるようなくらいに、制度が複雑な状況があるとすれば、その方にとって何を一番望んでいるのかという、そのポイントに絞って私どものほうではお話をお聞きしているというのが実情かと思っております。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。限られた時間の中で……。

【委員】 会長、すみません。後ろで。

【会長】 はい。

【地域支援係長】 補足なんですけれど、一応教育との連携というところでは、毎年小平特支、清瀬特支、学芸大、それぞれの特別支援学校の高校3年生の方を対象に、保護者の方も含めて、一度来庁していただいて、制度の説明とケースワーカーとの顔合わせを行っております。そこで簡単にケースの流れを説明した後に、それぞれの担当ワーカーと面談の時間を設けまして、そこで細かくその方のニーズの聞き取りと、必要なサービスまでの筋道を立てているような状況です。手帳の交付は課長のほうから話がありましたとおりに、だいたい1時間くらいはかかるんですけれど、ガイドブックをもとに話はしております。

て、その方のニーズに沿ってできるだけ対応させていただいているような次第でございます。以上です。

【会長】 ありがとうございます。よろしいですか。どこで手が上がっているのやらとちょっとよくわからなかったんですが。

【委員】 ほかのことでいいですか。

【会長】 どうぞ。お願いします。

【委員】 磯部です。放課後等デイサービスのことですけれども、今後も増えてくるということもあるし、放課後等デイサービスは目的としては、子供たちの充実した余暇活動だと思うんですが、親の就労保障の意味合いも濃くなってきているという状況があるのかなと思います。

これから障害福祉計画を策定していく中で、現状なかなか見えないこともあるので、できれば市内の子供たちが通っている放課後等デイサービスの方たちに一度来ていただいて、この場でどういう活動をしているのかというのを聞いてみてもいいのかなと。先ほど高原さんの説明では、有志の方がやっているということなんですけれども、我々としては計画をつくっていかなくてはならない責任もあるので、実態として放課後等デイサービスの事業所に来ていただいて。多分清瀬とかは多いのかな。清瀬、東久留米、西東京にもある事業所さんでどういう活動をしているのかという話を一度聞いてみる機会はあるといいのかなと思います。

それから、利用されている親御さんの意見なども聞かせていただけるといいのかなと。実態を把握していかないと、なかなか見えないことも多いので、そういう取り組みもあってもいいのかなと。こういうところがかかわってもらうことで、そう簡単にやめてもらわないように、しっかりやってもらうような仕組みになるといいと思いますので、できるかどうかわかりませんが、提案をさせていただきました。

【会長】 ありがとうございます。今のご提案についていかがでしょうかね。非常にいい考え方だと思うんですけれども。例えばこの会に直接呼びするという形にするか、あるいは相談部会のようなところで一度集約するか。いろいろなやり方があるかと思うんですが。会に外部からの報告者という形でお呼びすることはできるのでしょうか。この会自体。やり方としてはできるということですかね。どなたに来ていただくかというところでまた難しい面もありますけれども、もし可能であればそれは考えてもいいというふうに思いますね。積極的に来ていただいてお話ししていただける事業所があれば、ぜひ来ていただいてお話を伺うというのは悪いことではないと思うので。これは後でご相談させていただいて、少し検討してみたいと思います。

今、磯部さんからもお話がありましたけれども、今度は子供、児のほうの計画というものもきちんと考えていかなければいけませんし、新しい年度に入るに当たって、次期の計画を立てなければいけないというところですので、できるだけ広く情報を集められるような形ができればと思っております。

あと、いかがでしょうか。読んでいるといろいろなものが頭に浮かんでくるんですけれども。いかがですかね。

【委員】 すいません。

【会長】 どうぞ。

【委員】 ちょっと特別な意見ではないんですけれども。今回の議事録は割合と会議のときに出たことを生の形で書いてしまいましたので。私も不勉強なところがあって、間違えたりしているところもあるかと思imasるので、もし間違いですとか、足りないところがありましたら、教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 という高原さんからの……。

【委員】 1点だけ。

【会長】 どうぞ。

【委員】 3ページの報告3の私が報告させていただいた部分、質疑応答の直前なんですけれども、多分議事録が残るので。移行支援会議が、行政が実施すべきという体でのお話が先ほど高原部会長からあったんですが、発言の意図としてはそういうわけでなくて、学校から地域の事業所への移行支援会議ですので、当然、主体としては学校が行います。そこにかかわるメンバーとして、先ほど地域支援係長から発言があったように、顔合わせ等で一緒になっているその子担当のケースワーカーの方にも参加していただいて、一緒に考えていけるといいなという意味での行政ということですので。お伝えしておきます。

【会長】 学校を含めたという意味での行政。

【委員】 できるだけ広くいろいろな方とその方についていろいろなメンバーで話し合うのがいいであろうという意図です。

【会長】 なるほど。わかりました。

【委員】 どうも、高原ですけれども。ちょっと間違えました。

【委員】 いえいえとんでもない。

【会長】 これは、今後の話し合いを進めていく上での一つ大切な資料にもなってくるかと思imas。長い報告書でもありますので、この場でもう一度読み返していろいろ問題点を各自整理していただければと思います。

私個人の感想としては、やはり制度としてのサービスということと、子供の育ちということの質的な面というのをどうやってかみ合わせていくのかと。こ

これは学校だけに責任があるわけでもなく、デイサービスだけに責任があるわけでもなく、包括的に考えられるような仕組みを考えていかないといけない。そのためには何が必要かということは、知恵を出していただいて考えていきたいと思います。

ハローワークさんのほうから、支援機関の組織を総合的に考える機関というようなアイデアも出ておりますけれども、場所や人としてつくるのがいいのか、あるいはネットワークのようなものを構築していくのがいいのか、いろいろな考え方があろうと思うんですけれども。ぜひここら辺の知恵を皆さんからもお借りできればと思います。

いかがでしょうか。ほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、報告事項、こちらでご用意したのは1つなんですけれども、ほかに委員の皆様から報告事項等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは2番の協議事項のほうに移らせていただきます。協議事項の1番目。第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に係る事業所ヒアリングの状況及びアンケート調査票の回収状況についてということで、資料2-1と資料2-2のほうをごらんください。では最初に資料2-1の内容について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【管理係長】 私のほうから、事業所ヒアリング主な意見のまとめの説明をさせていただきます。第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に当たり、8月22日から9月1日の間に市内で障害福祉サービスを提供する主に通所系の事業所を持つ12法人に対して以下の項目についてヒアリングを行いました。自立支援協議会に参加していただいている方の所属する3法人については直接ヒアリングという形は行わず、普段協議会でご意見を伺っていることから、文書にて後日回答をいただく予定となっております。

まず、直接計画の見込み値にかかわってくる、30年度から32年度までの事業計画について。まず初めに、30年度から始まる新しいサービスについて事業の予定があるかどうかの質問をさせていただきました。予定をしているところは現時点ではなし。予定をしていないが9法人。検討中が2法人。この2法人については自立生活援助、就労定着支援を検討している。どちらかというところと予定していないに近いというご意見だったんですが、未定が1法人という状況になっております。新しいサービスについては報酬等、細かな指定基準など、まだ出ていない状況の中で一応お答えをいただいたということで、予定しているは現時点ではないというような状況になっています。

次に、今実施している事業の3カ年の計画について。新規に事業を考えてい

るところが3法人。就労移行、就Bの複合施設を定員30名で考えているところが1カ所。グループホーム男女で2ユニットで14名の定員を考えているところが1つ。児童発達支援、5名定員で考えているところが1法人ということになっております。

また、既存の実施している事業の拡大を検討しているところが2カ所で、現在就Bを行っている場所を移転し、あわせて定員を増加する予定となっているところが1つ。また、グループホームのサテライトを通過型なので必要に応じてということだったんですが、検討しているところが1つ。縮小を考えているところはゼロということで、残りが現状維持7法人というふうになっております。こちらのほう、後でちょっと説明をするのですが、アンケート調査の結果も踏まえて計画の見込み値の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、地域移行に関する課題について。

こちらは直接見込み値にかかわる設問ではないんですが、福祉計画全体にかかわる部分ということで今回ヒアリングさせていただきました。1つ1つのご意見を説明するには時間がないので、全体として、質問を行政が取り組むべきことと、事業所としてできること2つの項目に分けてご意見をいただきました。地域移行に関しては、グループホームが必要というご意見は基本的にどの法人からもいただいたんですが、それ以外に、移行後の日中活動の場であるとか、医療的なケアであるとか、そういったグループホーム以外の環境整備も必要だということでご意見をたくさんいただきました。

3、就労支援についてということで、これも同じように行政が取り組むべきことと、事業所としてできることということでご意見をいただいたんですが、いろいろなご意見をいただく中で、具体的にすぐ企画、検討できそうだというものもありまして、例えば3ページの1番上にある事業活動のPR見学ツアーというもの。例えば市内でやっている通所系の事業所を見学して回るというものなんですが、参加される方の想定としては、今後そういったところに通うことを希望されている在学中の方、または親御さん。また、就労支援の部分について民間の企業の方が今後障害者雇用を考えているけれども、具体的にどういったことをお願いできるのかイメージが湧かないという声もあったので、こういったツアーに参加していただいて、障害を持っている方が活動している状況を見ていただいて、より具体的なイメージをつかんでいただく。

また、実は、事業所間、法人間でお互いの事業所が日常的にこういった活動をしているかというのを直接見る機会が少ないということで、同業者といいますが同業種の事業所の方も参加していただいても構わないだろうということで、かなり具体的な企画をいただいたところもありまして、今後実現の可能性も含

めて検討していきたいと考えております。

4の地域生活支援拠点についてですが、実は地域生活支援拠点について具体的に私のほうから事前に説明をしなかった部分もあって、大分捉えているイメージが各事業所、法人によって違う中でいただいたご意見ということにはなるんですけれども。うちの市において新しく新規に建物を建てて拠点をつくるというのが難しい状況の中で、面的整備をどうやって進めたらいいのかということでご意見をいただいたんですが、法人や事業所の連携をいかにとっていくかということで、課題が見えてきたというご意見になっております。

めくっていただいて、福祉人材の確保についてです。こちらのほうは、協議会でもご意見が何度か出ている人材の不足にかかわるところで、ヘルパーや世話人の方の不足がご意見の中である中で、実態をここで1回調査してみようということでヒアリングをさせていただきました。同行援護、行動援護、移動支援、日中一時について、ヘルパーの人数、所属する方の人数とその方の時給、1日の平均勤務時間をお伺いしたところ、ヘルパーの所属する人数については、事業所の規模によってまちまちではあるんですが、時給については、同行援護や行動援護、自立支援法のサービスの枠のサービスについては最低賃金プラス処遇改善加算という加算が請求の項目にありまして、その加算は働く方の給与に反映しなければいけないという基準になっておりますので、その部分を加算した金額プラスアルファくらいでほとんどの事業所がやっているという実態になっております。

逆に、移動支援や日中一時支援については、ほぼ最低賃金プラスアルファくらいの時給で皆さんやられているというような状況になっております。また、1日の平均勤務時間についても、Aの事業所については8時間ということなんです。ほかの事業所については大体3時間前後というところで、1日の実勤務時間は少ない中でヘルパーの方が働いているという状況が、ここで1つ出てきました。グループホームについては、世話人の人数もヘルパーの人数と同様に規模によって違うんですが、時給については同じような状況で最低賃金プラス処遇改善加算の金額というような状況になっております。1日の平均勤務時間は、ほぼどの事業所も8時間くらいということで、そこについては、ほぼフルタイムで働いている状況になっております。

行政が取り組むべきことと事業所として取り組むことで、行政が取り組むべきことで、当然報酬単価を上げてほしいというご意見をたくさんいただきました。また、事業所としてできることということで、やはり給料の部分は福祉人材の不足の1つの要因ではあるけれども、それだけが原因ではないということで、福祉の仕事に誇りが持てるよう人を育てるとか、処遇改善というところで、

それ以外の部分については事業所でなんとかやってきたい、または取り組んでいるというようなご意見をいただきました。

6の市内の生活介護事業所の不足についてということで、現在就労B型、または生活介護をやっている事業所について、利用者数の状況を確認いたしましたところ、定員未満の事業所法人が6法人。定員ぴったりのところはなしということ。また、定員をオーバーしているところが2法人。というような状況になっております。ただ、定員未満の法人については、ほとんど全ての法人が、ただ単に余裕があるということではなく、スタッフや利用者の状況によって、その人数しか受け入れられないような状況がある中で、定員としては定員未満になっているというようなご意見でした。また、今時点、例えば生活介護を受給されている方が、能力的に就労継続支援B型へ移る可能性がある場合に、そういった調整が可能かというご質問をさせていただいたところ、調整次第で可能というところが8法人。具体的にお話をいただかないとわからないというところが1法人というような回答になっております。

7番、災害時にできる支援についてということでご意見をいただきました。通所系がメインのヒアリングとなっておりますので、事業所としてできることということで、多くの法人では1泊くらいできる体制を整えて、安全に利用者を帰宅させるようやっていきたいというご意見をいただきました。

また、最後に法人事業所の課題についてと、9番の市が重点的に取り組むべき施策についてということでご意見をいただいたのですが、法人事業所の課題については、人材、スタッフに関することがご意見としては非常に多かったです。また、行政が取り組むべきことということで、自立支援協議会の積極的な運営であるとか、法人事務の負担軽減というのは、社会福祉法人をやっているところからご意見をいただいたんですけども、法人事務負担が非常に大きくて、そこに人を割かれてしまっている状況があるということで、行政としてこのあたりの負担軽減になるような制度を考えてほしいと、ご意見をいただきました。

かいつまんでのご紹介にはなりますが、以上が事業所ヒアリングの主な意見のまとめとなります。

【会長】 ありがとうございます。どうでしょうかね。アンケート調査の回収状況のほうも引き続きご報告をお願いいたします。

【管理係長】 続けてアンケート調査発送及び回収状況の報告の資料の説明をさせていただきます。

アンケート調査については、この自立支援協議会で案文を検討していただいたところではあるのですが、7月28日に発送いたしまして、3,496名の方

にアンケートを送付いたしました。当初3,500を予定していたんですが、その間、リストの中で亡くなられた方も出てきた中で、人数が減少しております。第1次の締め切りとして、8月14日を設定いたしました。今回、個別に発送させていただいたもの以外に、アンケートの届かなかった方がアンケートに参加したいという場合、障害福祉課、さいわい福祉センター、めるくまーる、わかさ学園の4カ所に配布窓口ということで、アンケートを置かせていただいて、そういった方でもアンケートに参加できるような体制をとりました。8月14日に礼状兼督促状ということで、お送りさせていただいた3,496名の方にアンケート調査に対する協力のお礼と、まだ提出されていない方については、第2次締め切りということで、8月25日までアンケートの回収を受け付けますのでぜひ協力をお願いしますと、督促状を送らせていただきました。最終的に回収の打ち切りとなったのは8月31日で、その時点での回収率は61.4%となっております。この数字については、今、集計をしている中で多少前後する可能性はあるんですが、61%強の方に回答をいただいたというような状況になっております。以上です。

【会長】 ありがとうございます。意識調査のアンケートにつきましては、前回の委員会の時に皆さんにもご検討いただいて、その後このような形で実施をし、約6割の回収ということで、これから中身の集計作業に入っていくということでもあります。このヒアリングのまとめとか、この後出てくるアンケート調査の結果などを踏まえて、次回の会議の中では実際の計画について具体的な数値なども含めてご検討いただくことになるかと思えます。

まず、ヒアリングの結果につきまして、ご意見、ご質問などありましたら、お願いいたします。

先ほど磯部さんからもありましたけれども、児を対象にした、子供を対象にした事業所が含まれてないですかね。これはね。どうなんでしょうね。具体的な事業所の中身、名前まで挙がっていないのでわからないですが。デイサービス云々のような形で子供を対象にしているところの実情みたいなものがちょっとわかりにくいかなという感じはするんですけども。すいません。委員長ばかり話しているので皆様からも率直なご意見をいただければと思います。いかがでしょう。

今回は、こちらの協議会にご出席いただいている方の関係事業所のほうには聞いていないということですので、こういったヒアリングの結果を見て、率直に感じるころなどをお話いただけるとありがたいんですが。やはり人手不足といいますか、人材の養成というところ、非常にマンパワーの不足というところが挙がってきていますけれども、そのあたりのところはどうかね。ここ

に加えてご発言とかありませんでしょうか。言いたいことはたくさんあると思いますけれども。

【委員】 吉澤です。報告ありがとうございます。新しい就Bの事業所が設立予定ということで、ちょっとほっとしている部分もあるんですけれども。以前、施設代表者会議のほうでも、オブザーバーという形で学校の現状を話させていただいたんですが、5ページの6番の生活介護事業所の不足というところは、これも詳細にご報告いただいて、ありがとうございます。文字面だけ見ると、足りてるといふことになると思ってどうしようかと思っていたんですけれども。

今、清瀬特別支援学校のほうで、学校としての命を受けて、学区域3市過去5年間にわたって、それぞれの市で福祉就労を希望された方が、市内に就労されたか市外に出られたかという数のデータを出しております。今集計をしているところなんですけれども。東久留米市ではない某市は半数以上が他市に出ているという現状が出てきたりして、ちょっとシビアな状況が出てきたというのが数として出てきてしまったんですが、東久留米市に関しても、活動センターかなえさんが定員増をしていただいたにもかかわらず、ここ2年で市外の施設を利用される方の、数がどんどん増えてきているというのが、実際の数として出ています。東久留米市単一1カ所だけで、この問題が解決できるかという、僕も到底不可能だと思っていて、余計にそれぞれの利用されるサービスの数の把握だとか、現状の把握をもとに、他市とも連携をとっていくということを考えていかなくはいけないんだろうなというのを感じていたので、今発言をさせていただきました。もし必要であり、次回の自立支援協議会のところで、今集計しているデータがまとまっていて、出したほうが良いということであれば、学校長確認のもと持ってきてたいと思いますので、またお知らせいただければと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。清瀬特支のほうでデータをまとめていただいているということなんですけれども。私の個人的な意見としては、ぜひそういうデータは出していただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。いろいろな判断材料があったほうが良いと思いますので、ぜひお持ちいただければと思います。次回大丈夫ですか。間に合いますか。

【委員】 間に合わせます。

【会長】 よろしく願いいたします。

ほかいかがでしょうか。

【委員】 磯部です。人材不足という点も含まれるんですけれども、うちの法人はグループホームをやっているんですが、1つはどうしても人手が不足に

なっていて、365日開所するのがなかなか難しくなっている現状がどうしてもあるということと、親御さんのほうとしては、最近顕著に出ているのは、いったん日曜日から土曜日か。週1回だけ帰るような形で今2つのグループホームはやっているんですけども、そうすると家に戻ってきたときになかなか親御さんではみきれないというか。障害の重い人が多いので、そうするとお盆休みとか正月とかもみてほしいという要望が出てきていて、なかなかそれに対応できないことで、すごくうちのほうもなんとかしようということにしているんですが、人が不足している実態があります。

それと、親御さんがもう亡くなられている方たちも毎年少しずつ増えてきている中で、その障害のある人をどう守っていくのかという生活の支援だけではなくて、その人の財産も含めて守っていかなくてはならない仕組みづくりが必要になってきていまして。これは行政とも協力してもらっているのですが、成年後見に向けてということも含めて、単に福祉サービスを提供するだけではないプラスアルファの部分の部分がすごく多くなってきているという感じがします。

障害の重い人たちは収入的には年金と手当を含めてそれなりのお金がもらえている部分で、逆にそれが本人の暮らしのためにつかうんじゃないかと、どちらかという家族がつかうみたいな傾向が出てきているのかなという部分では残念な部分もあります。そういう実態も踏まえて、どう利用者を守っていくのかという仕組みづくりが今後とても大事になってくるのかなと思います。

それから、グループホームをやっていて、今の障害のある人たちは、それなりに社会的なかわりが増えてきて、昔のように短命ではなくて、結構長生きされて、とてもいいことなんですけれども、今後それを対応していくためには、市内だけのグループホームで考えていいのかという。もっと広く考えないと、東久留米に生まれたから、じゃあ東久留米で受け止めなくてはならないという、先ほどの話とあれなんですけれども、やはり法人だけでやっているグループホームを考えると、先ほども出た支援しているだけではなくて、生活、暮らし全体を守らなくてはならないということも考えたときに、とても1法人だけでは難しいという質の問題がこれから出てくるだろうと思っています。

人材の問題もあるし、質の問題も、親亡き後、親御さんがいる間でも、やはりそういう課題というか、グループホームであってもこの地域に暮らしていくという意味合いをほんとうに一緒に考えていかないといけないのかなとうちの法人でも話し合いをしているので、そういった数字だけではない内容面のところをいかに広げて一緒に考えていくのかという仕組みも必要なのかと思っています。

【会長】 ありがとうございます。今のご意見はすごく貴重なご意見だと思

います。計画というのは、当然数字もつくらなくてはならないんですけども、中身について話し合い、あるいは意見交換できる場所というのをきちんとつくるということと、それを実際の成果として結び付けていくような仕組みという流れをつくっていかなくてはならないということですね。

この協議会という場がそういう役割も担っていくところはあるんですけども、それを具体化して動かしていくための何かもう一つやり方を考えていく必要はあると思いますね。これは次回の計画を立てて運営していく際の協議会の中でも検討していく必要があると思います。今すぐに何か動くかという、難しい面もあるかと思いますが、大事な課題になってくると思います。いかがでしょうか。そのほか。

今日の会の目的というか、趣旨というのは、このヒアリングの結果を見ていただいたり、あるいは次回になってしまいますが、アンケートの結果も見ていただいた上での次期計画に向けてということですので、今日この場では、それぞれの方の考え方を深めていただくという意味で、いろいろな意見をいただければというふうに思っているのですが。お願いいたします。

【委員】 4ページの福祉人材のところなんですけれども。上のほうの表でヘルパーさんの時給ですが、Aの事業所は1500円でCの事業所は932円から1080円ということで、1000円前後という形で相当な開きがあるんですが、ほかのところも若干開きはあるんですが、こういったものはどういう形でこの差というものが出てくるのかというところが疑問に思ったというか。

【会長】 これは、どうなんでしょね。私もちょっとこの辺はよくわからないんですけども。それぞれの事業所の運営ということになるんでしょうか。

【管理係長】 よろしいですか。

【会長】 お願いいたします。

【管理係長】 Aの事業所については、同行援護、行動援護、ガイドヘルパーの事業のほかに移動支援等も行っているということで、1つは、両方の時給がある意味合わさっているような支払い体系になっていることと、ホームヘルプも実はこの事業所は行って、そのあたりの仕事を組み合わせて1日8時間になるように行っているということなんです。その関係もあって、多分この1500円には同行援護、行動援護、移動支援、日中一時以外の労働という拘束時間も含まれてこの時給になっているというお話でした。以上です。

【会長】 ありがとうございます。やはり運営の仕組みがかなりからんでいるようですね。確かに差がかなりありますので。どういうやり方をしているのかが気になるころではありますね。

【委員】 じゃ、いいですか。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 磯部です。新サービスの予定をしているところがないんだけど、もしなかったら市としてどうするのかなという質問と、今、新聞でもA型の事業所の閉鎖というのが結構あるということで、東久留米でもいくつかあると思うんですが、A型は最低賃金保障も含めてかなり厳しい状況があると思うんですね。そこら辺の実態とかも教えていただけるとありがたいというふうに思っています。すいません。質問。

【会長】 これは意見をまとめていただいたわけですがけれども、ここに書いてない部分でお話できることはございますでしょうか。情報として。特には。

【障害福祉課長】 まず、東久留米は就Aのほう、2法人が事業所としてやっております、後で別件のところでも情報提供でお話するんですけども、他の地域に比べてAが少ないんですね。その理由の一つが、一般就労が多いからだというふうに認識しています。それは、就労支援室さいわいであったり、同じく就労支援室あおぞらの力もそうでしょうし、吉澤委員を含めた学校の先生のお力もあるんだろうと思っています。

やはり、先ほど磯部委員がおっしゃったとおり、賃金的なものがどうしてもある中で、仕事をどこまでしてもらえるのかというのは、今回ヒアリングした中にAの事業所があったのでお聞きした中では、東久留米の事業所と他市のほうにも持っておられるんですけども、うちのAの事業所の人のほうが能力が高いんだそうです。その意味では、もしかしたらもう少し実力がつくとも一般就労に行けちゃうような方がいる。一方で、他市のほうはAといいながらも、かなり程度が低くて、その方に最低賃金を保障するという状況からすると、事業経営として非常に難しくなってしまう。それは東久留米の事業所がBが多いというのは、多分そういうところにあるのかと思っています。

後でもお話しますが、ほかの県では、就Bと就Aの事業所数が拮抗するくらい多くあるところが多いんですね。それは多分、東久留米の位置によるんだろうなと。都心部に近いところゆえに、一般就労の可能性もあるんだろうなというように私どものほうでは分析をしているところです。残念ながら一般就労されている方の多くが、全て私どもに届け出をしている方ばかりではないので、どのくらい的人数が一般就労なのかというのが把握できないですけども、ただ、これからさらに法もかわったことによって、いろいろな形で受け入れてくれる事業所が出てくると思っています。委員の質問にはストレートに答えられなくて。お願いします。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ぱっと気が付いたら、休み時間もとらずにかなり進んできてしまったんですが。いかがでしょうか。ご意見が、もしこ

の後もあるようでしたら、と思うんですが。もしないようでしたら、そのほかの協議事項で皆様のほうから何か協議事項として提出されることはありますでしょうか。よろしいですかね。そうしましたらどうでしょうかね。もしよろしければ、休みをとらないで、このまま引き続いてその他のほうに入らせていただいてもよろしいでしょうか。通訳の方大丈夫でしょうか。大丈夫ですか。

【通訳】 大丈夫です。

【会長】 ありがとうございます。それでは、その他のほうに入らせていただきます。その他といたしまして、市のほうからいくつかご報告いただけるということでお願いいたします。

【障害福祉課長】 2点お話し申し上げます。第4期障害福祉計画の振り返りのときにもお話し申し上げたところなんですが、地域生活支援事業から2つの事業をこれまで挙げておりました。自動車改造費の助成と身体障害者自動車運転教習費助成につきまして、地域生活支援事業から対象外になったということもあり、障害福祉計画のほうでは計画値の中に含めないということでお話し申し上げていたと思います。あわせまして、この事業自体も市の単独事業ということになっていくところから廃止ということを現在考えておるところです。

続きまして、直近の市議会の中におきまして、障害福祉関連で、いくつかご質問がございましたので、情報提供ということでさせていただきたいと思えます。1点が行政報告ということで、お聞き及びの方もいらっしゃるかもしれませんが、東久留米市のわかくさ学園発達相談室というのが、滝山のわくわく健康プラザの中で、今、事業運営しておりますが、こちらが今後、西部地域センターのほうに移るといような計画についてご報告というのが1点ございました。これにからんで、一般質問でも、議員の方より質問がございましたが、大枠としては発達相談室の移転ということでございます。現在、わかくさ学園で行っております通所の事業に通えない方々がこちらのほうに通っている事業でございまして、現在のわくわく健康プラザのお部屋を使ってということなので、ずいぶん狭い中でやっているというところから、今回移転ということになった次第でございます。

それ以外に先ほどの磯部委員のご質問もございましたが、一般質問の中で、就労の関係のご質問がございました。具体的な名前を出しますが、岡山県の総社市というところで1,000人の方の雇用を目的とするという形の中で市をあげて行っているという事業の紹介がありまして、その中で当市の就労状況についてどうなのかという質問がございました。お聞きになられているか、もしくは御存じかと思いますが、9月に雇用促進パネル展というのがございまして、市内の事業所で働いている皆さんの元気な様子をパネルにして示した

り、あるいは仕事内容をお知らせしたりというのがございました。あわせまして9月13日に市内の事業者の方を主な対象としたんですが、障害者の雇用促進のためのセミナーというのを初めて開催させていただきました。実は9月、障害者雇用促進月間でございます、このタイミングでやらせていただいた次第でございます。6事業者が参加していただきまして、ハローワークからも講演をいただきましたけれども、制度を学んでいただきまして、雇用についての理解を深めていただくということで開いた次第です。なお、ちなみに東久留米市役所もその事業所として参加したということをつけ加えさせていただきます。

それから、もう1点が障害児福祉計画というのを、今回30年度からの3年計画を策定する予定でおりますが、この中からめまして、児童発達支援センターの設置についてということで質問がございました。国が出している基本的な方針という省令がございます、こちらの中に各市町村レベルで1つ設置をするというような文言があるという中でこの話がございました。市の中におきましても、障害福祉関係でこういったご質問があった旨をこの場でご報告させていただきたく、情報提供させていただいた次第でございます。会長、以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。今ご報告いただきましたことにつきまして、何かご質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

【委員】 わかくさ学園の発達相談室は、場所が広くなるということで理解してよろしいですね。

【障害福祉課長】 はい。

【委員】 先ほどもグループホームの話をさせていただいたんですけれども、暮らしの中で障害のある人たちの加齢に伴う健康などを考えていくときに、親御さんの了解や本人の了解をとって、わかくさの人たちにも情報提供していただいて、乳幼児でずっとやってきたという意味で、すごく私たちにとっては支援の方向性が見えてくる意味でも、とても大事な機関かなと思っていますので、わかくさを発展的に東久留米の乳幼児期の人たちの支援をやっていただけると、後々とても財産になってくると、改めてグループホームをやっていて感じていますので、そういう意味でも広い場所で発展していけるということはとてもいいと思っています。感想です。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】 ハローワーク三鷹の石井です。今の報告の中の4番目にありました障害児計画、3年で今度、発達障害児の支援センターを設置ということで、そのもととなるのは東京都の要綱か何かなんですかね。何年のどういう要綱な

のか教えていただいてもよろしいですか。

【会長】 基本方針という先ほどご説明がありましたけれども、もう少し。

【障害福祉課長】 ちょっとお待ちください。

【会長】 はい。

【障害福祉課長】 厚生労働省告示第116号というものなのですが、平成29年3月31日付で当時の厚生労働大臣の名前で出ているものになります。この中に障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針というものがあまして、この中にそういう文言が記載されているというものでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【管理係長】 補足よろしいですか。

【会長】 はい。

【管理係長】 今回の計画策定に当たっては、基本的には国の指針に沿って、例えば地域移行の目標数値であるとか、一般就労への数値の設定であるとか、そういったものがこの指針に盛り込まれているんですが、直近で出た国からのQアンドAの中で、この実現が難しい場合はどうなのかというものがあるんですが、実現できないものについては、いたし方がないという回答が出ているということで、例えば児童発達支援センターが当市において、設立開設困難というような判断があった場合には、しなくていいという言い方はあれなんですけど、センターを設置できなくても仕方がないというのが国の回答になっている。困難を判断するのはどこなのかというと、それは各市区町村が判断することとなっております。以上です。

【会長】 ありがとうございます。ちょっとコメントしにくい感じですけども。今のことも含めて市のほうの判断ということになるかと思いますが、この協議会も市で開いておりますので、ぜひ、忌憚のないご意見を次回以降もいただければと思っております。

いかがでしょうか。もしなければ、この後いくつか、これはお知らせになるんでしょうかね。させていただいて、終了ということにさせていただきますが。よろしいでしょうか。

そうしましたら、チラシが1枚入っております。今だからできる防災自助・共助の基本のきということで、これは特に説明とかは必要ないでしょうか。このチラシをお読みいただいて。10月6日ということです。ぜひご参加いただければと思います。それから、ほかいかがでしょうか。平山さん、集いのことはよろしいですか。

【委員】 耳の聞こえない人たちも災害のときに一番大変な心配な問題なの

ぜひ参加したいと思えますけれども、これは手話通訳が。

【会長】 つくということですね。私が今振ったのは、市役所に入るときに市民祭りという看板が大きく見えましたので何か平山さんのほうで。

【委員】 すいません。去年も皆さんにちらしを配ったんですけれども、皆さんの反響が少ないので今年はちらしを持ってこなかったんですが。日曜日に毎年開かれています市民手話祭りがあります。今年も始まっているのは10時から4時まで開いていますし、オープンには市長さんとかいろいろなご挨拶があって、今年は何かわかりませんが私が講演を頼まれてしまいまして、私が話すことになりました。もしよろしければ皆さんご参加いただければありがたいと思います。このイベントは障害福祉課と共催でやっていますので、ぜひおいでいただきたいと思えます。

【会長】 ありがとうございます。平山さんの青春時代のお話が聞けるということですので、ぜひお時間のある方はご参加いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次回の予定につきまして事務局のほうから。

【地域支援係長】 今年度は計画策定の関係で年度内にあと3回協議会の開催を予定しております。会議室等の関係によりまして、日程をすでに決めさせていただいておりますので、日程調整のほどをお願いいたします。次回協議会は10月16日月曜日。同じ時間で予定しております。その次が11月17日金曜日。こちらと同じ時間で予定しております。最後に1月29日月曜日。こちらが毎年のごとなんですけれども、市民公開型を予定しております、夜の開催を予定しております。詳しい議題等については改めて事務局より開催通知を送付しますので、そちらでご確認ください。よろしく申し上げます。

【会長】 今、予定のお話ありましたので、ぜひ日程のご確認をお願いできればと思います。

それでは、これをもちまして第3回協議会を終了させていただきます。次回からは、計画についての具体的な協議ということになりますので。また、今までの資料なども一度読み返していただいて、ぜひ積極的に議論を進めていければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

では、終了にしたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —